別紙1

0160102			1.8.6.		地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令に基づく出力	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令で定義された表形式（移行ファイル構成表、移行ファイル関連図、データ項目一覧表、コード構成表、コード一覧）、ＸＭＬ形式又はＣＳＶ形式（レイアウト仕様）に準拠したデータ出力機能が提供されること。また、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令以外で保有するデータがある場合は、同様に提供されること。なお、システム契約期間の終了時には、その時点での地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令で定義された表形式、ＸＭＬ形式又はＣＳＶ形式でデータ提供ができること。	実装必須機能	令和８年４月１日

別紙2

0160116			1.11.1.		データ構造	データ構造については、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令の規定に準ずる。		

別紙3

0140377			6.2.5.	1		マルチペイメントネットワーク、クレジットカード、スマートフォン払い、共通納税で納付したものに、継続検査用納税証明書が一括及び個別で出力できること。（金融機関からの一括伝送分は除く）	実装必須機能	令和８年４月１日

別紙4

0140494			8.1.2.	2		地方税共同機構が提供する軽ＪＮＫＳ自動連携機能と連携できること。（作成した納付情報データおよび納付予定情報データをＬＧＷＡＮネットワーク内の所定のフォルダに自動で格納できること。）	標準オプション機能	
0140495			8.1.2.	3		過年度分の軽自動車税について、本税及び延滞金等を含め滞納がない車両を対象とし、軽自動車税納付確認システム（軽ＪＮＫＳ）に納付予定情報を作成・出力できること。	実装必須機能	令和10年４月１日

別紙5

0140496			8.2.1.	1	納税管理人の設定	税目毎に相続人代表者、納税管理人、破産管財人、相続財産清算人、清算人(代表清算人)を設定できること。 各課税システムから連携し、設定されること。	実装必須機能	令和８年４月１日 又は令和10年４月１日